

福岡女学院看護大学FD委員会規程

(設立・目的)

第1条 福岡女学院看護大学教授会規程第7条に基づき、FD委員会（以下「委員会」という）を設ける。

2 福岡女学院看護大学（以下「本学」という）のFDの目的は、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動をいい、教育内容・方法の改善・向上を目指して教員に実施することである。この目的のために、必要な事項を定めることとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関する事項
- (2) FDに関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他FDの推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する

- (1) 学 長
 - (2) 学部長
 - (3) 教授の中から 3名
 - (4) 事務部長
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員の他に必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員長・任期)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は学部長をもってあてる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(招集)

第5条 委員会は定期的開催する。

- 2 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数を持って成立し、審議事項の決定には、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(事務)

第6条 FD委員会の事務は、事務部長の委嘱したものが担当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則 1

1. この規程は、2008（平 20）年 4 月 1 日から実施する。